

○保健福祉事務所について

1 保健福祉事務所の組織及び業務について

(1) 保健福祉事務所の組織

神奈川県では、平成9年4月に保健・医療・福祉サービスの効果的な連携を目指し、保健所と行政センター福祉部（福祉事務所）を統合し保健福祉事務所を設置した。ただし、法の必置規制により保健所及び福祉事務所を保健福祉事務所と併設した。設置は2次医療圏に2カ所とし、そのうちの一方は2次医療圏の企画調整を行い、他方は所管の区域のみを担当することとした。

2次医療圏 所属名	横須賀・三浦		湘南東部		湘南西部		県央		県北		県西	
	鎌倉	三崎	藤沢	茅ヶ崎	平塚	秦野	厚木	大和	津久井	小田原	足柄上	
	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 (生活福祉課機能) 保健予防課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課	所長 副所長 管理課 保健福祉課 保健予防課 生活衛生課	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課 ※食品衛生専門 監視あり	所長 副所長 管理課 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課 ※食品衛生専門 監視あり	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課	所長 副所長 管理課 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 生活衛生担当部長 環境衛生課 食品衛生課	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課 ※食品衛生専門 監視あり	所長 副所長 管理課 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 生活衛生担当部長 環境衛生課 食品衛生課	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生課	所長 副所長 管理課 企画調整室 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課 温泉課 ※食品衛生専門 監視あり	所長 副所長 管理課 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課 食品衛生課	所長 副所長 管理課 保健福祉部 保健福祉課 保健予防課 生活福祉課 生活衛生部 環境衛生課
形態(※1)	A (福祉事務所併設)	B	A	B (福祉事務所併設)	A (福祉事務所併設)	B	A (福祉事務所併設)	B	A (福祉事務所併設)	B	A (福祉事務所併設)	B (福祉事務所併設)
保健所所管人口(15.1.1)	256,161 (※2)	51,781	384,000	269,266	318,576	268,667	511,609	296,809	75,115 (※3)	251,727	111,242	
面積(km ²)	74	32.16	69.51	49.18	94.19	159.13	243.47	49.34	238.44	254.92	380.37	
職員(15.7.1)	61	28	62	51	66	41	77	41	61	79	43	
保健所所管区域	鎌倉市、逗子市、葉山町	三浦市	藤沢市	茅ヶ崎市、寒川町	平塚市、大磯町、二宮町	秦野市、伊勢原市	厚木市、海老名市、座間市、栗川町、清川村	大和市、綾瀬市	城山町、津久井町、相模湖町、藤野町	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町	

構成する職種 一般事務職、福祉職、医師、歯科医師、診療放射線技師、保健師、歯科衛生士、栄養士、狂犬病予防員、衛生監視員、温泉監視員、運転員 等

※1 A (2次医療圏域内の企画調整機能を持つ事務所)、B (所管区域の企画調整機能を担当する事務所)

※2, 3 高齢者保健福祉計画、介護保険の指定事業者指導等について、保健所所管以外に※2については横須賀市(429,508人)、※3については相模原市(587,709人)を含む。

(2) 保健福祉事務所の業務

・ 企画調整室 2次医療圏域の保健、医療、福祉に関する企画調整、情報収集・提供等

地域救急医療体制に関する事項

地域保健医療計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画の調整、推進等

医療法による許認可、監視指導等

医師、看護師等の免許申請、衛生統計等 } A, B共通

・ 保健福祉部

保健福祉課

母子保健、歯科保健、栄養改善等

生活習慣病予防、高齢者保健、介護保険審査部会の運営・指定事業者指導等

福祉資金貸し付け、社会福祉協議会監査、福祉の街づくり条例の施行等

保健予防課

エイズ、結核等の感染症対策等

精神保健福祉、難病対策等

生活福祉課

生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等

・ 生活衛生部

環境衛生課

環境衛生関係法による営業施設の許認可、監視指導等

食品衛生課

薬事法による許認可、監視指導等

食品衛生法による許認可、監視指導等

地域保健法

第6条に定める保健所の機能

- 1号 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 2号 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 3号 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 4号 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 5号 医事及び薬事に関する事項
- 6号 保健師に関する事項
- 7号 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 8号 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 9号 歯科保健に関する事項
- 10号 精神保健に関する事項
- 11号 治療の確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 12号 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 13号 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 14号 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

(3) 保健福祉事務所の役割の変化

① 市町村への業務移管

- 平成9年 地域保健法全面施行 県の保健所が実施してきた妊婦検診、乳幼児検診などの住民に身近な母子保健サービスや栄養相談事業等について市町村が実施することとなった。
- 平成12年 犬の登録・狂犬病予防注射等の事務の市町村への移管
- 平成14年 精神保健福祉事業、栄養改善指導事業の一部を市町へ移管
- 平成15年 知的障害者事務を町村へ移管

② 県保健福祉事務所の新たな役割

ア 広域的機能・連絡調整機能

- ・ 専門的・広域性を生かした地球規模の新たな課題への取組 新たな感染症に対する防疫業務、他国で製造された健康食品、薬害への取組 等
- ・ 健康に関する社会防衛的なベーシックな取組 結核等従来からの感染症に対する取り組み 等
- ・ 健康日本21の神奈川県版である「かながわ健康プラン21」の普及啓発 等

イ 補完的機能

- ・ 精神保健、難病患者、痴呆高齢者、低体重児など処遇困難事例へのフォロー 市町村では対処できない健康に関する困難事例への対処 等

ウ 専門的機能

- ・ 介護保険制度や支援費制度の確実な定着を目指した取組 介護認定審査部会や指定事業者の実地指導 等
- ・ (再掲) 専門的・広域性を生かした地球規模の新たな課題への取組 新たな感染症に対する防疫業務、他国で製造された健康食品、薬害への取組 等

(4) 市町村保健センターとの関係

① 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成12年厚告143)における位置づけ

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一元的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

② 保健福祉事務所設置にあたっての考え方

- 市町村 乳児から高齢者まで、地域住民の生涯を通じた健康づくりを一元的に推進する。
- 県 地域における広域的、専門的、技術的拠点として機能強化を図る。また、市町村への技術的支援や市町村の専門職員に対する研修なども実施している。

2 統合組織の現状

(1) 保健福祉事務所設置(H9年4月)の考え方

- ① 目的… 広域的、専門的、技術的サービスを提供するとともに、保健・福祉業務を一体的に展開し、さらに市町村の保健・福祉行政を一元的に支援するため、保健所と行政センター福祉部(福祉事務所)を再編統合し、各2次医療圏ごとに2カ所(Aタイプ…2次医療圏ごとの企画調整機能、Bタイプ…所管区域の企画調整機能を担当)の保健福祉事務所を設置した。

② 強化の視点

ア 企画調整機能の強化

Aタイプ6保健所に企画調整室を設置し、二次医療圏域、保健福祉圏域を単位とした保健・医療・福祉の総合的企画及び調整機能を強化する。

イ 保健、医療、福祉の一体的なサービス提供に向けたしくみづくり

生活保護法等福祉事務所が所掌する事務以外の福祉業務と母子保健、療育指導、老人保健、栄養改善、生活習慣病などの保健所業務を一体化し、情報収集・提供、市町村支援機能を強化する。

ウ 保健師の業務の拡大

保健師主体で訪問指導等地域担当制の業務方法であったが、組織の統合と同時に母子保健法の改正により市町村へ業務が大幅に移管されることから、企画調整、介護保険等、新たな役割をもって保健師をそれぞれのセクションへ配置し、保健師の専門的知識を様々な分野に活用することとし、地域保健の推進を強化する。

③ 組織等

ア 行政組織

行政組織上は、保健福祉事務所、保健所及び福祉事務所が併設されている。

イ 保健所長(医師)の位置づけ

保健福祉事務所、保健所及び福祉事務所の円滑な運営のため、保健所長は保健福祉事務所長及び福祉事務所長を兼ねることとし、一体的な運営と明確な指揮命令システムを構築している。

ウ 組織再編の例(小田原保健福祉事務所の例)

○再編前 (H8年度)

<小田原保健所>

所長 (医師)

副所長 (一般事務)

管理課 (一般事務、自動車運転、電話交換)

保健衛生部長 (一般事務)

保健予防課 (一般事務、福祉、医師、歯科医師、診療X線、歯科衛生士、保健師)

衛生検査課 (化学検査員、細菌検査員、衛生検査技能)

健康指導課 (保健師)

環境衛生部長 (衛生監視員)

環境衛生課 (狂犬病予防員、衛生監視員)

食品衛生課 (一般事務、衛生監視員)

温泉課 (温泉監視員)

<西湘地区行政センター>

福祉部 (足柄下福祉事務所)

地域福祉課 (一般事務、福祉)

生活福祉課 (福祉)

○再編後 (H9年度)

<小田原保健福祉事務所、小田原保健所、足柄下福祉事務所>

所長 (医師)

副所長 (一般事務)

管理課 (一般事務、自動車運転、電話交換)

企画調整室 (一般事務、保健師)

保健福祉部長 (一般事務)

保健福祉課 (一般事務、福祉、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、保健師)

保健予防課 (一般事務、福祉、医師、診療X線、保健師)

生活福祉課 (福祉)

生活衛生部長 (衛生監視員)

環境衛生課 (狂犬病予防員、衛生監視員)

食品衛生課 (一般事務、衛生監視員)

温泉課 (温泉監視員)

衛生検査課 (化学検査員、細菌検査員、衛生検査技能)

(2) 統合によるメリット、デメリット

① メリット

- ・ 保健、福祉相互の情報収集や共有化が進み、地域での取組状況や課題を幅広く把握することが可能となった。
- ・ 社会福祉協議会などの福祉関係団体、福祉施設及び医療機関等との調整の機会が増えたことにより、保健、福祉のネットワークづくりの基盤ができた。
- ・ 保健と福祉相互の観点から、対象者へのきめ細やかな処遇がしやすくなった。
- ・ 新たに設置された企画調整室長が、管内出先機関・市町村の総合調整業務を行う行政センター企画調整部を兼務することとしたため、保健福祉以外の地域情報が得やすくなった。
- ・ 職員間の相互理解が進み、保健・福祉相互で事業に参画しあうなど、職員の協調体制が深まった。

<利用者から見たメリット>

- ・ 生活保護世帯、精神障害者、痴呆性老人等のケースワークについて、保健、福祉の両面からのアプローチが容易にできるようになった。
- ・ 福祉業務の窓口が増えたことにより利便性が向上した地域もある。

② デメリット

- ・ 保健福祉事務所と保健所の2枚看板、さらに福祉事務所を加えた3枚看板となったため、それぞれの業務に応じた名称等の使い分けが県民にとって分かりにくいものとなった。
- ・ 組織が大きくなり職員数が増えたことにより、事務室が分散するなど組織として一体的な運営をするための工夫が必要となった。